

## 岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) に係るプロポーザル募集要項

令和元年度から国の GIGA スクール構想を受け、Society5.0 時代を生きる子供たちにふさわしい、誰一人取り残すことの無い、公正に個別最適化され創造性を育む学びを実現するため、1人1台端末と学校における高速通信ネットワーク等が、岐阜県及び岐阜県内市町村（組合）において整備されました。その整備された環境を見守る児童生徒が活用し、個別最適な学びや協働的な学びが行われています。そうした ICT 機器を活用した学びを一層促進するために、GIGA 第 2 期の端末等を岐阜県内市町村（組合）で共同調達により計画的に更新するにあたり、プロポーザル方式により事業者を募集します。

### 【留意事項】

本業務は、調達する市町村（組合）において当該年度の予算が成立した時点で有効なものとなるため、予算不成立の場合は、今回の企画提案による業務の執行は行いませんので、予めご承知おき願います。なお、このことに伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっては、本協議会及び契約予定の市町村（組合）ではその損害について、一切負担しません。

### 第 1 募集の内容

#### 1 名称

- 令和 8 年度岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) 導入業務

#### 2 業務内容

- 別添 1 「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) 仕様書」のとおり

#### 3 契約

- 契約者は、別表 1 に示す調達する 8 市町村

#### 4 期間

- 契約締結日から令和 9 年 2 月 28 日までの間

#### 5 上限費用

- 8 市町村が希望する構成（別表 3 参照）のそれぞれ市町村（組合）ごとの 1 台あたりの合計金額（税込）

※（様式 4）見積書の「合計（上限費用確認）」に記載の金額で確認します。したがって、別表 3 において示されていなくても、端末整備に必要である場合は、その費用も含まれて確認されます。

※ 完成図書作成費用は、上限費用の対象外です。

※ 当該上限額を超える見積額の提案は選定対象外とします。（8 市町村のそれぞれが設定する上限費用のいずれか 1 つでも超えた見積額の提案は選定対象外となります。）

## 第2 応募に係る事項

### 1 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、本業務を効果的かつ効率的に実施できる法人（法人格を有すること。ただし、会社法人、特殊民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

（以下「法人等」という。）

法人等にあつては、下記（1）～（11）の要件を全て満たしていることが必要です。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当しない者であること。
- （2） プロポーザル評価会議の日において契約予定の岐阜県及び岐阜県内各市町村（組合）の本導入業務の契約を締結できる入札参加資格を有していること。
- （3） GIGA第1期からこれまで（令和元年度から令和6年度末まで）において、日本国内の公立もしくは私立の小・中・義務教育学校・中等教育学校において、28000台以上の学習者用・指導者用iPadを調達した実績があること。
- （4） 役員に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
  - ア 破産者で復権を得ない者
  - イ 拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- （5） 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）
  - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項に規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- （6） 契約予定の岐阜県及び岐阜県内各市町村（組合）から製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領等に基づく資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。
- （7） 契約予定の岐阜県及び岐阜県内各市町村（組合）の契約からの暴力団の排除に関する措置要綱等に基づく入札参加資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル評価会議の日までの期間内に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- （8） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （9） 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- （10） 労働保険、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）に加入していること。（加入義務のない者は除く。）

(11) リースの契約が可能、又はリース会社との連携が可能なこと。

## 2 企画提案書の作成

【様式1】に準じて作成してください。用紙の規格等は、日本産業規格A4縦型（一部A3版資料折込使用可。）、使用する言語は日本語、文字サイズは 10 ポイント以上、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとします。両面印刷で 10 枚（20 ページ）以内とします。

【様式1】の必須記載項目は以下のとおりとします。見積書は【様式1】に含まれません。

- ・ 本業務に対する考え方・実施方針
- ・ 導入実績
- ・ 実施計画
- ・ 実施体制
- ・ 導入機器（端末本体及び周辺機器の詳細仕様）
- ・ 初期設定、搬入・設置、導入支援
- ・ 導入後の故障対応
- ・ 事業者独自の提案

## 3 応募の手続等

### (1) スケジュール

項目	日程
募集要項等の公表	令和7年9月2日（火）から令和7年10月2日（木）
募集要項等に関する質問受付	令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）
プロポーザル参加申込受付	令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）
企画提案書受付	令和7年9月2日（火）から令和7年10月2日（木）
プロポーザル評価会議	令和7年11月上旬から下旬（予定）
審査結果の通知・公表	令和7年12月（予定）

※ 受付は、県の機関の休日を除く平日の9時～17時とします。

※ 募集要項等は岐阜県ホームページ内の以下のページにて公表

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/450427.html>

### (2) 募集要項等に関する質問書の受付及び回答の公表

① 受付期間 令和7年9月2日（火）から令和7年9月16日（火）17時まで

#### ② 質問書提出方法

質問書（別紙1）を記載の上、岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会事務局 岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係宛てに電子メールで提出し、提出後は、下記の提出先に確認の電話をしてください。

※ なお、メールの件名は、「【GIGAスクール端末整備 iPad (Wi-Fi)】提出日\_会社名\_募集要項等に関する質問書」としてください。

#### ③ 提出先

岐阜県市町村等GIGAスクール端末整備推進協議会事務局

岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係  
TEL 058-272-1111 (内線 8594)  
E-mail cl7785@pref.gifu.lg.jp

④ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、岐阜県ホームページ内の以下のページに公開します。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/450427.html>

⑤ その他

プロポーザル実施後、仕様書についての不知又は不明を理由として意義を申し立てることはできません。

(3) プロポーザル参加申込書の受付

① 受付期間 令和7年9月2日(火)から令和7年9月16日(火)17時まで

② 提出書類

- ・ 参加申込書(別紙2)

③ 提出方法

義務教育課まで郵送又は持参により提出(期間内必着)してください。持参による受付は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとします。

持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。また、郵送で提出の場合は、必ず「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>)

(4) 企画提案書等書類の受付

① 受付期間 令和7年9月2日(火)から令和7年10月2日(木)17時まで

② 提出書類

ア 企画提案書【様式1】

イ 見積書【様式4】

※ 企画提案書で提案した全ての内容を反映してください。併せて、直接人件費、直接経費、諸経費等の内訳も記載してください。

ウ 法人等概要書【様式2】

エ 誓約書【様式3】

③ 提出部数 紙面10部：上記(4)②ア及びイ(各10部)

紙面 1部：上記(4)②ウ及びエ(各1部)

④ 提出方法

義務教育課まで郵送又は持参により提出(期間内必着)してください。持参による受付は、土日及び祝日を除く平日の9時から17時までとします。

持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行ってください。また、郵送で提出の場合は、最終日の17時必着で、必ず「配達記録郵便」等、配達記録

が残るものとし、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

⑤ その他

プロポーザル評価会議において、上記②の提出書類を使用してプレゼンテーションを実施していただきます。

(5) 参加に際しての注意事項

① 失格（無効）事由

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 募集要項に違反すると認められる場合

オ プロポーザル評価会議構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク 上限額を超える見積額の提案をした場合

ケ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提出者が負うものとしします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません（軽微なものを除く）。

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書の作成、提出等プロポーザル参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、岐阜県情報公開条例（平成12年条例第56号）に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、プロポーザル評価会議開催日前日（プロポーザル評価会議開催日前日が休日の場合は、その直前の平日）の正午までに、プロポーザル参加辞退届（別紙3）を義務教育課に持参又は郵送により申し出てください。

持参の場合は、岐阜県ホームページ上に掲載されている「入庁フロー」に従い、手続きを行っ

てください。郵送の場合は、送付前に電話で連絡いただくとともに、必ず「配達記録郵便」等、配達記録が残るものとしてください。

(岐阜県庁入庁フロー <https://www.pref.gifu.lg.jp/site/ken-shisetsu/2965.html>)

オ 提出された企画提案書の内容に確認事項等がある場合は、質問をする場合があるので、応じてください。また、事務局が必要と認める場合は、追加資料を求める場合があります。

#### (6) 見積書作成に当たっての注意事項

- ① 提案金額は、本業務に係る費用の見込み額とします。
- ② 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかに関わらず、見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ金額とし、消費税及び地方消費税を内書きすることとしてください。

#### (7) 関係書類の送付先・受付場所及び留意事項

岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備推進協議会事務局

岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 (岐阜県庁16階)

TEL 058-272-1111 (内線 8594)

E-mail [cl7785@pref.gifu.lg.jp](mailto:cl7785@pref.gifu.lg.jp)

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうか確認を電話で行ってください。

(注意2) 電子メール送信の際は、件名に「岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備 (iPad Wi-Fi モデル) に係るプロポーザル」と記した上で送信してください。

### 第3 提案評価に係る事項

#### 1 評価方法

提案者からの企画の評価は、岐阜県市町村等 GIGA スクール端末共同調達プロポーザル評価会議(以下、評価会議という。)が行います。

なお、評価会議では、下記3に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容を基に、競争性・透明性の確保に十分に配慮しながら、企画提案の内容、事業の実施能力等を評価、採点し、審議の上、選定します。

#### 2 評価会議

##### (1) 開催日時・場所

日時：令和7年11月上旬から下旬(予定)

場所：岐阜県庁(岐阜市藪田南2-1-1)(予定)

※ 後日、改めて企画提案参加者に開催日時・場所を通知します。

※ なお、WEB会議にて実施する場合があります。使用するソフトはCiscoWebexを想定していますが、会議開催方法については後日通知します。

##### (2) 企画提案の所要時間(1提案者当たり)

- ・ プレゼンテーション 20分以内
- ・ 評価会議構成員からの質疑 15分程度

(3) 注意事項

- ・ 開催日時、開催場所、各参加者の開始時間は後日通知します。
- ・ プレゼンテーション参加人数は、1提案者当たり2名までとします。
- ・ 評価会議当日、新たな説明資料を追加することはできません。
- ・ 対面での実施の場合、プロジェクターで投影してプレゼンテーションを行うことが可能です。  
(プロジェクター及びHDMIケーブルは事務局で準備します。)
- ・ プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴できません。
- ・ 指定時間に遅れた場合には、評価対象としません。

3 評価・審査項目 要件等

項目	主な観点	配点
本業務に対する考え方、実施方針	本業務について理解しているか。 国の動向や教育の取り巻く環境を踏まえているか。	5
導入実績	GIGA 第1期からこれまで（令和元年度から令和6年度末まで）において、日本国内の公立もしくは私立の小・中・義務教育学校・中等教育学校において、学習者用・指導者用 iPad を導入した実績が十分であるか。	5
実施計画	実現可能な実施計画であるか。	5
実施体制	実現可能な実施体制であるか。 学校や教育委員会の負担軽減が可能であり、要望に対して柔軟かつ誠実に対応ができる体制であるか。	5
機器仕様	仕様書を踏まえた構成となっているか。本業務の特性を踏まえた機器であるか。（仕様を満たしていない提案の場合は選定対象外とする。）	5
搬入・設置、導入支援、導入後の故障対応	搬入・設置は、学校や教育委員会にとって負担のないものであるか。 実態を踏まえた導入支援が実施できるか。 導入後の故障対応について、学校や教育委員会の負担軽減ができるものであるか。	5
見積額	見積価格は適切か。 (見積価格：全市町村（組合）の整備に必要な合計金額) ※ 完成図書作成費用は含まれます。	60
事業者独自の提案	無償もしくは有償で得られる提供可能なサービスはどのようなものがあるか。学校や教育委員会にとって魅力的なものであるか。	5
プレゼンテーション	本業務に対して意欲的であるか。	5

## 第4 選定に係る事項

### 1 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定

#### (1) 選定方法

前記の評価結果を基に、次のとおり選定します。

- ① 評価会議構成員の前記の評価結果より、提案者ごとの合計点を比較して順位を付けます。
- ② 順位点として、1位には提案者数と同一の点数（例えば、提案者数が5者であれば5点。）、2位以下には順に1点ずつ減じた点数を順位点として付与します。ただし、同順位の提案者が複数あるときは、当該順位点及びその下位にあって空位となる各順位の順位点の合計を、同順位の提案者数で除して得られる点数とします。
- ③ 提案者ごとの順位点の合計を比較し、高い点の者から順位を付けます。ただし、順位点の合計が同点の場合は、見積額の評価が高い者を高い順位とします。なお、順位点の合計が同点かつ見積額の評価も同点の場合は、同者らによるくじ引きにより決定します。
- ④ 最も順位が高い者を最優秀提案者として決定します。
- ⑤ 評価会議構成員の評価点の合計が、総評価点満点の65%を基準点とし、評価点の合計が基準点を満たさない場合は、選定の対象としません。

#### (2) 提案者が1者の場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果が上記(1)⑤に該当しない場合は、当該提案者を最優秀提案者とします。

提案者がいない場合、又は上記(1)⑤に該当する場合は、再度公募を実施します。

### 2 選定結果の通知及び公表

選定結果は選定後、速やかに参加者に通知するとともに、次の内容を県ホームページ上で公表します。なお、選定結果についての異議申し立てはできません。

URL <https://www.pref.gifu.lg.jp/bid/bid/450427.html>

- (1) 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点（提案金額を含む。）
- (2) 全提案者の名称（申込順）
- (3) 全提案者の評価点（得点順）（提案金額を含む。提案者の名称は秘匿。ただし、提案者が2者の場合は公表しない。）
- (4) 最優秀提案者の選定理由
- (5) 評価会議構成員の氏名
- (6) 最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由

## 第5 契約の締結

選定した最優秀提案者と、調達する市町村（組合）は協議し、業務に係る仕様を確定させた上で、その見積額及び内容を確認し、契約手続きを行います。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と調達する市町村（組合）との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結するため、提案金額と同額になるとは限りません。また、調達する市町村（組合）で当該年度において予算が成立しないなど特別な事情が発生した場合は契約締結ができないこともあります。

なお、当初協議により仕様書の内容について調整が困難となった場合には、評価結果において順位点が次に高い提案者（第4（1）⑤に該当しない者に限る。）と協議を行います。

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守してください。

### 2 個人情報保護

受託者が本業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）、個人情報保護に関する法律施行令（平成15年12月10日号外政令第507号）及び「個人情報取扱特記事項」に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めてください。

### 3 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務終了後も同様とします。

## 第7 業務の継続が困難となった場合の措置について

調達する市町村（組合）と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとします。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、調達する市町村（組合）は契約の取消ができます。この場合、調達する市町村（組合）に生じた損害は、受託者が賠償するものとします。なお、次期受託者がいる場合は、円滑かつ支障なくこの事業の業務が遂行できるよう、引き継ぎを行うものとします。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、調達する市町村（組合）及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとします。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとします。

なお、期間終了若しくは契約の取消などにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとします。

## 第8 その他

1 この業務に関する制作物については、協議会において複製が可能であることとします。

2 本募集要項及び仕様書の記載に疑義が生じた場合は、原則、当協議会の解釈・判断に従うこととします。

## 第9 問合せ先

岐阜県市町村等 GIGA スクール端末整備推進協議会事務局

岐阜県教育委員会義務教育課小中総合支援係  
〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1（岐阜県庁16階）  
TEL 058-272-1111（内線8594）  
E-mail [c17785@pref.gifu.lg.jp](mailto:c17785@pref.gifu.lg.jp)